



名取市



空き家、 活用しませんか？

空き家住宅有効活用支援事業補助金 起業支援タイプ

市ホームページ



名取市では、市内の空き家住宅の有効活用を促進することを目的に、市内の空き家住宅を活用して起業する場合に改修費の一部を補助しています。詳細は市ホームページをご確認ください。

補助金

補助対象経費の2分の1（上限100万円）
※消費税及び地方消費税額は、仕入税額控除の対象となる場合は補助対象経費に含みません

補助対象者

空き家を所有、賃借又は購入し、改修工事が完了した日から1年以上継続して開業しようとする個人、団体、法人等
※賃貸の場合は、空き家住宅の所有者から改修工事の許可を受けている方に限る



補助対象経費

- ① 台所、浴室、洗面台、トイレの改修工事
- ② 給排水、電気、ガス又は電気通信設備の改修工事
- ③ 屋根、外壁等の外装の改修工事
- ④ 壁の張替え等の内装の改修工事
- ⑤ その他市長が認める改修工事

提出書類

- 交付申請書
 - 申請者の住民票原本
 - 補助対象物件の賃貸借契約書又は売買契約書等
 - 改修工事に係る見積書
 - 市税等の滞納がないことを証明する書面
 - 空き家住宅であることが確認できる書面
 - 事業計画書
 - 暴力団排除に関する誓約書
 - その他市長が必要と認める書類
- ※その他書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

問い合わせ先

名取市なとりの魅力創生課
魅力創生係

住所 : 〒981-1292

宮城県名取市増田字柳田80

電話番号 : 022-724-7182